

## 宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

## ◇改正理由

健康保険法施行令等の改正に伴い、宮代町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

## ◇条例の概要

健康保険法施行令等の改正（令和5年4月1日施行）に伴う改正  
出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げ

【第6条】

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、その該当被 保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児 一時金として、 <u>50</u> 万円を支給する。 2 (略)	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、その該当被 保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児 一時金として、 <u>42</u> 万円を支給する。 2 (略)

## ◇条例の施行日

令和5年4月1日